

試合観戦契約約款の新旧比較表

(下線部分が改定箇所)

旧	新
<p>第1条（目的）</p> <p>本約款は、一般社団法人日本野球機構（以下、「当機構」という）及び当機構から試合に関する興行の許諾を受けた者（以下、当機構とあわせて「主催者」という）の主催する試合の観客の観戦に関する事項を定め、もって、円滑な試合進行と観客の安全かつ平穏な試合観戦を確保することを目的とする。</p> <p>2 本約款において、以下の用語の意義は、特に文脈上他の意義を有することが明らかな場合を除いて、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>① 「球場」とは、試合の行われる球場をいい、「球場管理者」とは当該球場を管理運営する主体をいう。</p> <p>② 「試合」とは、プロフェッショナル野球の年度連盟選手権試合、非公式試合、出場選手以外の支配下選手による試合、その他の試合をいう。</p> <p>③ 「試合観戦契約」とは、入場券の券面記載の日時及び場所における球場への入場並びに入場券により指定された座席又は場所における試合観戦に関わる契約をいう。</p> <p>④ 「入場券」とは、主催者又は主催者からの委託を受けた者が発行した球場への入場及び試合観戦のための証票をいう。</p> <p>⑤ 「正規入場券」とは、入場券のうち、試合観戦を希望する者が、主催者又は主催者の指定する者から取得したもの又は第4条の定め違反することなく第三者から取得したものをいい、それら以外の態様で取得された入場券、副券が切り離された入場券、入鉢済みの入場券、その他主催者が別途定める入場券を含まない。</p> <p>⑥ 「主催者の職員等」とは、主催者の役員及び正社員のほか、契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員その他主催者の指揮監督に服する者及び請負契約、委託契約その他の契約に基づき主催者のために役務を提供する警備員、球場管理者の関係者その他の者をいう。</p> <p>⑦ 「本プロ野球約款」とは、本約款、当機構以外の一般社団法人日本野球機構に属する球団が定めた試合観戦に関する約款をいい、文脈上明らかに特別応援許可規程を除外している場合を除き、下部規程である特別応援許可規程等を当然に含む。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>本約款は、一般社団法人日本野球機構（以下、「当機構」という）及び当機構から試合に関する興行の許諾を受けた者（以下、当機構とあわせて「主催者」という）の主催する試合の観客の観戦に関する事項を定め、もって、円滑な試合進行と観客の安全かつ平穏な試合観戦を確保することを目的とする。</p> <p>2 本約款において、以下の用語の意義は、特に文脈上他の意義を有することが明らかな場合を除いて、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>① 「球場」とは、試合の行われる球場をいい、「球場管理者」とは当該球場を管理運営する主体をいう。</p> <p>② 「試合」とは、プロフェッショナル野球の年度連盟選手権試合、非公式試合、出場選手以外の支配下選手による試合、その他の試合をいう。</p> <p>③ 「試合観戦契約」とは、入場券の券面記載の日時及び場所における球場への入場並びに入場券により指定された座席又は場所における試合観戦に関わる契約をいう。</p> <p>④ 「入場券」とは、主催者又は主催者からの委託を受けた者が発行した球場への入場及び試合観戦のための証票をいう。</p> <p>⑤ 「正規入場券」とは、入場券のうち、試合観戦を希望する者が、主催者又は主催者の指定する者から取得したもの又は第4条の定め違反することなく第三者から取得したものをいい、それら以外の態様で取得された入場券、副券が切り離された入場券、入鉢済みの入場券、その他主催者が別途定める入場券を含まない。</p> <p>⑥ 「主催者の職員等」とは、主催者の役員及び正社員のほか、契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員その他主催者の指揮監督に服する者及び請負契約、委託契約その他の契約に基づき主催者のために役務を提供する警備員、球場管理者の関係者その他の者をいう。</p> <p>⑦ 「本プロ野球約款」とは、本約款、当機構以外の一般社団法人日本野球機構に属する球団が定めた試合観戦に関する約款をいい、文脈上明らかに特別応援許可規程 <u>並びに写真・動画等の撮影及び配信・送信規程</u> を除外している場合を除き、下部規程である特別応援許可規程 <u>並びに写真・動画等の撮影及び配信・送信規程</u> 等を当然に含む。</p>

<p>第8条（禁止行為）</p> <p>何人も、以下の行為を行ってはならない。</p> <p>① 正規入場券により指定された座席以外の座席を占拠し、又は、通路、階段、出入り口等でたむろしもしくは観戦する行為</p> <p>② 自らの試合観戦に不要な自由席や立ち見エリア等を確保する行為</p> <p>③ フラッシュ、光線、その他これらに類するものを使用した試合妨害の虞のある行為</p> <p>④ 球場の施設及び物品の毀損行為</p> <p>⑤ 物品販売、宣伝広告、アンケート又はチラシの配布その他これらに類する行為</p> <p>⑥ 他の観客及び監督、コーチ、選手、主催者及びその職員等、販売店その他の球場関係者への威嚇、作為又は不作為の強要、暴力、誹謗中傷その他の迷惑を及ぼす行為</p> <p>⑦ 座席の確保、応援、観戦その他に関し他の観客に対し金品その他の利益を求めるとする行為</p> <p>⑧ グラウンドへの乱入、客席、コンコース、グラウンド等への物品の投げ入れ、フェンス、ダグアウト、柵、手すり、ネット等へのよじ登り又はぶら下がり行為、グラウンド内に身を乗り出す行為、その他自己又は他人の生命、身体、財産に危険を及ぼす虞のある行為</p> <p>⑨ グラウンド、バックスクリーンその他の立入禁止場所への立入行為</p> <p>⑩ 宴会、パーティ、賭博、麻雀、その他試合観戦にふさわしくない行為</p> <p>⑪ みだりに球場外で氣勢を上げ騒音を出す行為</p> <p>⑫ 球場管理者の定める球場管理に関する規則又は球場での掲示その他の方法で告知された注意事項に違反する行為</p> <p>⑬ 試合の円滑な進行又は他の観客の観戦を妨げ又は妨げる虞のある行為</p> <p>⑭ 入場券を犯罪の用に供する行為</p> <p>⑮ ボール等の追いかけ、その他理由の如何を問わず、他の観客に損害を及ぼしうる行為</p> <p>⑯ 主催者の職員等の指示に反する行為</p> <p>⑰ 本項各号に定める行為を共同で行い、又は教唆、ほう助する行為</p> <p>2 前項の規定に違反した者（団体の場合はその構成員全員。本項において以下同じ）又は主催者の職員等がこれに準じた相当の理由があると判断した者は、身分証明書の提示、顔写真の提示その他主催者の職員等の指示する事項に従わなければならない。</p>	<p>第8条（禁止行為）</p> <p>何人も、以下の行為を行ってはならない。</p> <p>① 正規入場券により指定された座席以外の座席を占拠し、又は、通路、階段、出入り口等でたむろしもしくは観戦する行為</p> <p>② 自らの試合観戦に不要な自由席や立ち見エリア等を確保する行為</p> <p>③ フラッシュ、光線、その他これらに類するものを使用した試合妨害の虞のある行為</p> <p>④ 球場の施設及び物品の毀損行為</p> <p>⑤ 物品販売、宣伝広告、アンケート又はチラシの配布その他これらに類する行為</p> <p>⑥ 他の観客及び監督、コーチ、選手、主催者及びその職員等、販売店その他の球場関係者への威嚇、作為又は不作為の強要、暴力、誹謗中傷その他の迷惑を及ぼす行為</p> <p>⑦ 座席の確保、応援、観戦その他に関し他の観客に対し金品その他の利益を求めるとする行為</p> <p>⑧ グラウンドへの乱入、客席、コンコース、グラウンド等への物品の投げ入れ、フェンス、ダグアウト、柵、手すり、ネット等へのよじ登り又はぶら下がり行為、グラウンド内に身を乗り出す行為、その他自己又は他人の生命、身体、財産に危険を及ぼす虞のある行為</p> <p>⑨ グラウンド、バックスクリーンその他の立入禁止場所への立入行為</p> <p>⑩ 宴会、パーティ、賭博、麻雀、その他試合観戦にふさわしくない行為</p> <p>⑪ みだりに球場外で氣勢を上げ騒音を出す行為</p> <p>⑫ 球場管理者の定める球場管理に関する規則又は球場での掲示その他の方法で告知された注意事項に違反する行為</p> <p>⑬ 試合の円滑な進行又は他の観客の観戦を妨げ又は妨げる虞のある行為</p> <p>⑭ 入場券を犯罪の用に供する行為</p> <p>⑮ ボール等の追いかけ、その他理由の如何を問わず、他の観客に損害を及ぼしうる行為</p> <p>⑯ <u>写真・動画等の撮影及び配信・送信規程並びに</u>主催者の職員等の指示に反する行為</p> <p>⑰ 本項各号に定める行為を共同で行い、又は教唆、ほう助する行為</p> <p>2 前項の規定に違反した者（団体の場合はその構成員全員。本項において以下同じ）又は主催者の職員等がこれに準じた相当の理由があると判断した者は、身分証明書の提示、顔写真の提示その他主催者の職員等の指示する事項に従わなければならない。</p>
--	--